

e-Tax を利用しませんか？

印紙税申告（書式表示用、一括納付用）はe-Taxで

e-Tax を利用すれば、税務署に出かけなくても、オフィスからインターネットを利用して印紙税の申告（書式表示用及び一括納付用）や納税ができます。

1. 申告書の作成（e-Tax の画面に入力）

平成 23 年 9 月分印紙税納税申告書(書式表示用)

課税文書の作成場所及び名称 平成 23 年 10 月 28 日	(〒 100 - 2222) 東京都千代田区麹町 2-1-3 国税商事 株式会社	電 (03) 1111 局 2222 番
申告者の住所 国可 税務署長 殿	(〒 100 - 2222) 東京都千代田区麹町 2-1-3 国税商事 株式会社	電 (03) 1111 局 2222 番
告知 (フリガナ) 氏名又は名称及び代表者氏名	コウセイショウジ カブシキガイシャ 国税商事 株式会社	コウセイ タロウ 国税 次郎
告知 (フリガナ) 同上代理人		

整理番号

申告年月日	平成
申告区分	
次集枚数	
年月日	平成
通信日付	平成 年

下記のとおり印紙税の納税申告書（ 期限後申告書・ 修正申告書）を提出します。

物件名	名称	号別	承認年月日	承認番号	税金・税額区分 (円)	数量 (通)	税
納税手形	納税手形	3 -	平成 12 年 12 月 7 日	789	200	10	
納税手形	納税手形	3 -	平成 12 年 12 月 7 日	789	400	7	

手書きの申告書と同じように作成することができ、税額を自動計算するため、計算誤りがありません。
また、翌月以降は、前月作成した申告書のデータ呼び出し、編集及び保存すれば、再入力の手間が省けます。

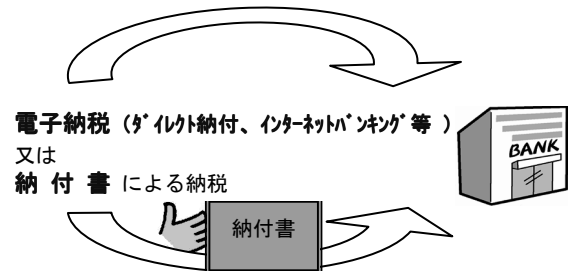
2. 電子署名の添付



3. データの送信



4. 納税



e-Tax のご利用に当たっては、開始届出書を税務署へ送信(提出)していただく必要があります。
なお、支店・営業所が e-Tax をご利用される場合は、支店・営業所ごとに開始届出書を送信(提出)していただくことになります。
(注) 事前に印紙税の書式表示の承認又は預貯金通帳等に係る印紙税の申告及び納付等の特例(一括納付)の承認を受けている必要があります。

「ダイレクト納付」をご利用ください！

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、簡単なクリック操作で、届出をした預貯金口座からの振替により即時又は期日を指定して納付することができる納付手段です(ダイレクト納付の利用に際しては、インターネットバンキングの契約は必要ありません。)

(注) ダイレクト納付を利用するためには、開始届出書のほか、ダイレクト納付利用届出書を書面で提出する必要があります。なお、ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで1か月程度かかります。

詳しくは、e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。

e-Tax の操作については、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (TEL 0570-015901) へお問い合わせください。
※月曜日から金曜日(祝日等及び12月29日~1月3日を除く)の午前9時から午後5時までご利用いただけます。